

【生活協同組合 コープみらい】

住所不明組合員の自由脱退手続きに関する公告

コープみらい「住所不明組合員の自由脱退手続きに関する規則」に基づき、住所不明組合員の自由脱退手続きに関する公告を行います。

組合員本人から住所変更の届け出がなく、生協の所定の方法による調査によって長期にわたり住所が確認できない組合員を、定款第10条2項「組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする」に従い、事業年度の終わりである3月20日をもって脱退の手続きを行います。

今回、脱退手続きの対象になっていると思われる組合員は、店舗・コープデリ宅配センターの事業所長までお申し出いただき、ご確認をお願いいたします。確認後、住所等の変更手続きをお願いいたします。なお、お申し出時にはご本人確認をさせていただきます。

※お申し出時には、本人確認の為、免許証、マイナンバーカード、保険証等をお持ちください。

今回お申し出がなく、脱退手続きをさせていただいた方でも、後日お申し出をいただければ、ご本人であることを確認の上、再度組合員登録をさせていただきます。

2025年2月1日
生活協同組合コープみらい
理事長 熊崎 伸

(公告期間：2025年2月1日～2月28日)

【お問い合わせ先】

大宮コールセンター出資金に関するお問い合わせ係
フリーダイヤル 0120-677-300
営業時間 9時～18時（日曜休み）